

令和6年広審第19号

裁 決

漁業取締船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 一級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの一級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年5月21日09時43分

岡山県梶子島北方沖合の平床

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁業取締船A

総 ト ン 数 149トン

全 長 42.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 4,796キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成17年1月に進水した、瀬戸内海及び四国周辺海域で漁業取締り業務に従事する軽合金製漁業取締船で、ディーゼル機関にそれぞれ連結された2機のウォータージェット推進装置を設け、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その右舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、左舷側に主機遠隔操縦装置をそれぞれ装備していた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか13人が乗り組み、漁業取締りの目的で、船首1.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年5月21日08時46分広島県尾道糸崎港を発し、兵庫県洲本港に向かった。

ところで、a受審人は、北木瀬戸を通航した経験が約4回あり、梶子島北方約250メートル沖合に、危険界線で囲まれた干出岩や暗岩等からなる平床を承知し、平素、同島北方沖合から同瀬戸西口に向かう場合、梶子島北岸から370メートル以上離して航行しており、またAのGPSプロッター画面を、広域表示から1海里レンジの詳細表示に切り替えることで、平床が表示されることを知っていた。

a受審人は、福山港南方沖合で、梶子島北方沖合を經由して北木瀬戸を通航することとし、2台のレーダーを4海里及び6海里の各レンジで、GPSプロッターを4海里レンジで、それぞれノースアップ表示として作動させ、甲板次長を操舵に、二等航海士及び甲板員を見張りに、二等機関士を機関操作にそれぞれ就かせ、自身は操舵室右舷側で立って操船に当たり、09時39分少し過ぎ金風呂港

東防波堤灯台（以下「金風呂港灯台」という。）から258度（真方位、以下同じ。）3.20海里の地点で、針路を072度に定めて自動操舵とし、機関を全速力前進にかけ、30.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、岡山県カナリ島東方沖合に漂泊している釣り船を認め、自船の航走波の影響を与えないよう、09時41分半僅か過ぎ金風呂港灯台から261度2.03海里の地点で、機関を半速力前進にかけ、24.0ノットの速力に減じ、09時42分僅か前金風呂港灯台から262度1.92海里の地点で、針路を北木瀬戸西口に向く084度に転じ、手動操舵によって続航した。

針路を転じたとき、a 受審人は、平床まで770メートルとなり、その後平床に向首して接近する状況となったが、梶子島北岸までの距離を目測し、平素と同様に離れて見えたことから、支障なく航行できるものと思い、GPSプロッター画面を詳細表示に切り替え、平床との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、平床に向首して進行し、09時43分金風呂港灯台から261度1.50海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、平床に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、左舷船首部船底外板に破口、凹損等を生じ、船内に浸水して沈没し、乗組員全員が救助された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚げは、梶子島北方沖合において、北木瀬戸西口に向けて航行す

る際、船位の確認が不十分で、同沖合の平床に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、梶子島北方沖合において、北木瀬戸西口に向けて航行する場合、同沖合の平床に乗り揚げることのないよう、GPSプロッター画面を詳細表示に切り替え、平床との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、梶子島北岸までの距離を目測し、平素と同様に離れて見えたことから、支障なく航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、平床に向首して接近する状況となったことに気付かないまま進行して平床への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の一級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月16日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿